

愛老連第96号
令和6年1月23日

各市町村老人クラブ連合会長 様

公益財団法人 愛知県老人クラブ連合会
会長 鈴木 雅雄
(公印省略)

「令和6年能登半島地震災害」に対する救援拠金の協力について（依頼）

日ごろから、本会の運営に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、1月1日に発生した石川県能登半島地方を震源とする地震災害により、富山県、福井県、新潟県など広範囲にわたり甚大な被害が発生しております。
この事態に対し、別添のとおり全国老人クラブ連合会が救援拠金の取組みを実施するにあたり、当会としても下記のとおり救援拠金の募集を実施することとしましたので、何卒趣旨にご賛同いただき、各単位クラブに周知いただくとともに、救援拠金の取りまとめ等につきまして、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 救援拠金の取扱い

各単位クラブからの救援拠金を、各市町村老連において取りまとめのうえ、下記の口座へお振込みください。

なお、恐れ入りますが、振込みに係る手数料は、貴連合会にてご負担をお願いします。

金融機関名	三菱UFJ銀行 愛知県庁出張所
口座番号	普通預金 0364155
名義	<small>（財）アイチケンロウジンクラブレンゴウカイ</small> （財）愛知県老人クラブ連合会

2 受付期間

第1次取りまとめ期日 令和6年3月29日（金）まで

第2次取りまとめ期日 令和6年8月2日（金）まで

3 寄託先

県老連に寄せられた救援拠金については、一括して全老連へ寄託します。

4 報告について

救援拠金送金時に、別紙様式により、本会あてご報告ください。

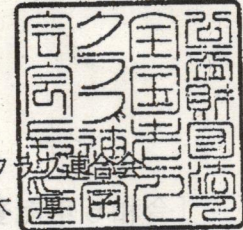
(連絡先) 公益財団法人愛知県老人クラブ連合会
事務局 担当：保母
TEL：052-212-5524
FAX：052-212-5522
メール：aichi-rer@aichi-fukushi.or.jp



全老連発第242号
令和6年1月18日

都道府県・指定都市老人クラブ連合会会長 殿

公益財団法人 全国老人クラブ連合会
会長 村木



「令和6年能登半島地震災害」に対する救援拠金の実施について

老人クラブの育成指導には日頃よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

既にテレビや新聞など報道等でご存じのとおり1月1日に石川県能登地方を震源とする地震は、富山県、福井県、新潟県など広範囲にわたり甚大な被害を及ぼしました。

現在、赤い羽根共同募金やNHKたすけあいなど各方面で募金活動が行われてるところであります。

本会としても下記のとおり「令和6年能登半島地震災害救援拠金実施要項（別紙参照）」を基に全国の老人クラブに呼びかけ実施いたしますので、ご協力を賜りますと共に老人クラブ並びに市区町村老連に対して周知していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 救援拠金の取りまとめについて

救援拠金は各都道府県・指定都市老連において取りまとめいただき、本会の救援拠金受付口座に一括でご送金いただきますようお願い申し上げます。

2. 実施期間

第1次取りまとめ 令和6年4月30日（火）

第2次取りまとめ 同年 8月30日（金）

3. 救援拠金受付口座

三井住友銀行 東京公務部 普通預金口座No.0182903

公益財団法人 全国老人クラブ連合会 能登半島地震災害救援拠金口

4. 送金にあたり留意事項

- (1) 振込手数料については、貴会においてご負担いただきますようお願いいたします。
- (2) 救援拠金における領収書は発行いたしませんので、銀行の「振込金受取書」送金書をもって領収書に代えさせていただきます。

5. 報告について

各都道府県・指定都市老連の救援拠金の取りまとめ結果は全老連の会議等その都度ご報告させていただきます。

なお、各市区町村老連や単位クラブから直接お振込みいただいた拠金は、入金の際の照会等は対応いたしかねることとあわせて、上記の報告に際し「その他」として報告させていただきますのでご了承ください。

令和6年1月15日

令和6年能登半島地震災害救援拠金

実施要項

公益財団法人 全国老人クラブ連合会

1. 趣旨

令和6年1月1日16時06分頃、石川県の能登半島で最大で震度7の激しい揺れを観測した地震活動は、能登地方やその周辺を震源として余震が続いており、建物崩壊や津波の被害、地盤の隆起やがけ崩れによる道路等の寸断などと激甚な被害をもたらしております。被災された方々は、電気・ガス、水道も止まるなど寒さのなかで厳しい避難生活にあります。気象庁は、今後1か月ほどは最大5程度か、それ以上の揺れに注意するよう呼びかけており、さらに長期的な支援を必要とする状況にあります。

このような緊急事態に対し、全国老人クラブ連合会は、全国の8万5千の老人クラブに協力を呼びかけ、高齢者の友愛の心として、被災地のすべての高齢者への励ましと老人クラブ等への救援・支援を行うための「令和6年能登半島地震救援拠金」を全国的に展開することとなりました。

つきましては、都道府県・指定都市、市区町村老人クラブ連合会、単位老人クラブにおかれましては、本救援拠金の趣旨と実施にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2. 救援の対象

令和6年能登半島地震において被災した石川県、富山県、新潟県、福井県の災害救助法が適用された地域

3. 救援拠金の使途

被災した県老連及び指定都市老連において、次のとおり充当する。

(1) 老人クラブ及び老人クラブ連合会の救援等

- ・被災地の高齢者の孤立・孤独防止や、フレイル予防活動の支援
- ・被災地の老人クラブの活動の支援
- ・被災市区町村老人クラブ連合会の支援
- ・被災地の老人クラブ連合会事務局運営にかかる支援

(2) 被災地域の救援等

- ・被災地域の復旧・復興
- ・県や市町村(行政等)の行う災害支援事業
- ・被災地支援団体等の活動支援

4. 救援拠金の実施期間及び取りまとめ

(1) 実施期間

第1次取りまとめ期日 令和6年4月30日(火)

第2次取りまとめ期日 令和6年8月末日(予定)

(2) 拠金の取りまとめ

- ① 都道府県・指定都市老人クラブ連合会において取りまとめてください。
- ② 支援対象の県・指定都市においては、被災地元への救援拠金を優先してください。
- ③ 取りまとめの際の留意事項
 - ・領収証は銀行の発行する受領証をもってこれに代えることとする。
 - ・送金手数料は取りまとめ送金者の負担とする。

(3) 救援拠金受付口座

銀行:三井住友銀行 東京公務部 普通預金 口座No.0182903

名義:公益財団法人 全国老人クラブ連合会 能登半島地震災害救援拠金口

「(ザイ)ゼンコクろうじんクラブレンゴウカイ ノトハントウジンサイガイ
キュウエンキョキンクチ」

5. 救援拠金の配分及び諸経費について

- (1) 拠金の配分は、全国老人クラブ連合会に「災害支援委員会(仮称)」を設置、決定し、伝達する。
- (2) 拠金の実施、取り扱い等にかかる諸経費は救援拠金の一部をもって充てることとする。